



令和6年12月5日

富山市長 藤井裕久様

富山市民営化対象保育所等  
及び引受法人選考委員会  
委員長 宮田 徹



富山市立保育所等の民営化に係る  
対象保育所等の選定基準について（答申）

令和6年11月15日付けで諮問のありました、標記の件については、当委員会において鋭意検討を重ね、次のとおり結論を得たので答申します。

## 第 1 答申の結論

富山市立保育所及び富山市立幼保連携型認定こども園の民営化の実施にあたり、民営化対象保育所等の選定基準については、次のとおり結論を得た。

- (1) 「民営化対象幼保連携型認定こども園の選定基準」を加える。
- (2) 「市有地活用による民営化対象保育所等の選定基準」を加える。
- (3) 上記(1)(2)の内容は別紙のとおりとする。

## 第 2 答申の理由及び考え方

現在、生活様式や就労形態の多様化が進み、また人口減少など社会構造の変化はめまぐるしく、子どもを育てる環境においても影響を与えている。そのような中、富山市においては、多様化する保護者のニーズに対応するため、市立保育所の民営化を着実に進め、延長保育や休日保育等の特別保育の拡充を図り、利用しやすい保育所づくりに取り組まれてきた。

また、保育需要が一部の地域において高い水準で推移している一方、幼稚園等の利用児童が減少傾向にあることを踏まえ、地域における教育・保育環境の充実を図るため、令和4年4月に市立新保なかよし認定こども園、令和5年4月に市立大久保認定こども園と、2か所の幼保連携型認定こども園を設置されている。

市立幼保連携型認定こども園の民営化については、市の施設では実施していない2時間延長保育や休日保育等の特別保育の拡充が図られ、保護者のニーズに対応した保育サービスの充実につながるものであることから、今後、民営化を検討していくための選定基準を設けることは、妥当である。

民営化する市立幼保連携型認定こども園を選定するにあたっては、民営化後も安定的に継続して運営できることが必須であり、そのためには、

利用数の多い保育利用（２号・３号）の児童を確保できるかが重要である。このことから、選定基準の「定員」及び「入所児童数」に、「保育利用定員（２号・３号定員）が９０人以上」、「年度当初において３年以上継続的に保育利用定員（２号・３号定員）の９０％以上が入所」の要件を設けることは、妥当である。その他の要件についても、現行の「民営化対象保育所選定基準」に準じたものとなっており、妥当である。

一方、市有地活用による民営化については、引受法人が施設の設計・建設から運営までを一貫して行うことにより、民間の特色ある施設整備と事業展開が図られるものと期待される。また、令和２年度に市が実施した、上飯野地内の市有地に運営法人が新しい保育施設を整備する「市有地を活用した保育所施設整備事業」では、法人の選考から施設の開所までの期間が短期間であったとのことであり、迅速に環境整備が進められるといったメリットもある。

選定基準の要件については、現行の「民営化対象保育所選定基準」に準じたものとなっており、妥当である。ただし、選定基準の「入所児童数」については、新たに整備する施設の入所児童数は見込めないため、具体的な要件は設けられていないが、これまでの民営化と同様に、引受法人が民営化後も安定的に継続して運営できるか慎重な審査が必要である。

なお、市有地活用による民営化において引受法人を選定するにあたっては、施設整備や保育の引継ぎが適正かつ円滑に行われるよう、法人の財務状況や安定的な運営に対する姿勢、どのような環境でどのように保育を行うかなどを評価項目に加え、総合的に審査を行う必要がある。

加えて、新しい施設への移転と保育の引継ぎが同時期に行われることを十分考慮し、環境の変化に対する入所児童や保護者への影響が最小限となるよう、今後引継ぎ方法等について、市で検討されたい。

今回の諮問に対し、当委員会では、市が推進する誰もが安心して子育てできる環境づくりに向けて、今後も市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の適切な民営化を推進し、教育・保育環境の充実が一層図られるよう、対象保育所等の選定基準について慎重かつ厳正に審議を行い、今回の結論に至ったものである。

## **総括的事項**

人口減少や少子高齢化が進む中で、これまで以上に子どもを生き育てやすい環境づくりを推進していくためにも、地域を挙げて、子どもやその家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが重要である。

市においては、今後とも保育所等の民営化を進めるにあたっては、市立・私立施設がそれぞれの役割を果たし、市全体のサービスの充実が図られるよう、公私のバランスに配慮されたい。そして、入所児童や保護者に不安を与えることなく、市立から私立への円滑な移管や適正な保育所等の運営が継続されるよう、引受法人への適切な指導、監督に努めるとともに、保護者や地元関係者、関係機関等の理解と協力を得て、より良い保育行政をなお一層推進されたい。

別 紙

民営化対象保育所等選定基準（案）

	民営化対象保育所 選定基準	幼保連携型認定こども園（案）	市有地活用による民営化（案）
経 営	民営化後も事業を安定的に継続して運営できる保育所	民営化後も事業を安定的に継続して運営できる <u>幼保連携型認定こども園</u>	民営化後も事業を安定的に継続して運営できる保育所又は幼保連携型認定こども園
定 員	90人以上	<u>保育利用定員（2号・3号定員）</u> が90人以上	保育所は、90人以上 幼保連携型認定こども園は、保育利用定員（2号・3号定員）が90人以上
入所 児童数	年度当初において、3年以上継続的に定員の90%以上が入所	年度当初において、3年以上継続的に <u>保育利用定員（2号・3号定員）</u> の90%以上が入所	
地域性	当該地区の就学前児童数が、増加しているか、3年前に比べ90%以上存在している保育所 ただし、当該地区の就学前児童数が3年前に比べ90%未満に減少しているも、当該地区で住宅開発計画がある保育所や、他の地域から入所する児童の割合が40%以上の保育所は対象	当該地区の就学前児童数が、増加しているか、3年前に比べ90%以上存在している <u>幼保連携型認定こども園</u> ただし、当該地区の就学前児童数が3年前に比べ90%未満に減少しているも、当該地区で住宅開発計画がある <u>幼保連携型認定こども園</u> や、他の地域から入所する <u>保育利用（2号・3号利用）</u> 児童の割合が40%以上の <u>幼保連携型認定こども園</u> は対象	新たに保育所等を整備するための市有地がある地区の就学前児童数が、増加しているか、3年前に比べ90%以上存在している保育所又は幼保連携型認定こども園 ただし、当該地区の就学前児童数が3年前に比べ90%未満に減少しているも、当該地区で住宅開発計画がある保育所又は幼保連携型認定こども園や、他の地域から入所する児童（幼保連携型認定こども園においては、保育利用（2号・3号利用）児童）の割合が40%以上の保育所又は幼保連携型認定こども園は対象
配 置	市内における公立保育所及び公立 <u>幼保連携型認定こども園</u> の配置を考慮する	同 左	市内における公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の配置を考慮する
特別保育	周辺地域の特別保育の実施状況を考慮する	同 左	周辺地域の特別保育の実施状況を考慮する。
敷 地	保育所用地として市が所有する敷地	<u>幼保連携型認定こども園用地</u> として市が所有する敷地	保育所又は幼保連携型認定こども園の周辺に、新たに保育所等を整備するための市有地がある
建 物	・残存耐用年数30年以上の鉄筋コンクリート造 ・残存耐用年数15年以上の木造	同 左	

新たに整備する施設の入所児童数は見込めない

新たに施設を整備する